

酒田市下水道事業電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市建設部下水道課（以下「下水道課」という。）が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、測量、調査及びコンサルタントに係る業務委託（以下「建設工事の請負等」という。）に係る電子入札の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(電子入札の手続き)

第2条 下水道課が発注する建設工事の請負等に係る電子入札の手続きについては、酒田市電子入札運用基準（令和4年告示第18号）を準用する。

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。